

生駒市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 18 年 9 月 8 日

生駒市長 山 下 真

生駒市行政組織条例の一部を改正する条例

生駒市行政組織条例（平成 2 年 3 月生駒市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「企画財政部」を「総務部」に、「市民部」を「市民こども部」に、「生活環境部」を「環境部」に改め、「開発部」を削る。

第 2 条市長公室の項第 2 号中「広報」を「広報広聴及び陳情」に改め、同項第 4 号及び第 5 号を削り、同項第 3 号を同項第 8 号とし、同項第 2 号の次に次の 5 号を加える。

- (3) 市行政の総合政策及び総合調整に関すること。
- (4) 特命による重要施策の調査、計画及び推進に関すること。
- (5) 総合防災に関すること。
- (6) 消費生活に関すること。
- (7) 市民相談に関すること。

第 2 条市長公室の項に次の 1 号を加える。

- (9) 他の部の所管に属さないこと。

第 2 条企画財政部の項第 2 号及び第 3 号を削り、同項第 4 号を同項第 2 号と

し、同項第 5 号を削り、同項第 6 号を同項第 3 号とし、同号の次に次の 2 号を加える。

(4) 交通政策に関すること。

(5) 市民活動の推進に関すること。

第 2 条企画財政部の項中第 7 号を削り、第 8 号を第 6 号とし、第 9 号を第 7 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(8) 工事の検査に関すること。

第 2 条企画財政部の項中第 10 号を第 9 号とし、第 11 号を第 10 号とし、第 12 号を第 11 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(12) 市税の賦課及び徴収に関すること。

第 2 条企画財政部の項第 13 号を削り、同項を同条総務部の項とし、同条市民部の項第 2 号を削り、同項第 3 号中「人権施策」の次に「の推進」を加え、同号を同項第 2 号とし、同項第 4 号を同項第 6 号とし、同項第 2 号の次に次の 3 号を加え、同項を同条市民こども部の項とする。

(3) こども政策の総合的な企画及び調整に関すること。

(4) 児童の福祉に関すること。

(5) 国民健康保険及び国民年金に関すること。

第 2 条福祉健康部の項第 1 号中「関すること」の次に「（前項第 4 号に係るものを除く。）」を加え、同項第 2 号中「少子化対策及び」を削り、同項第 5 号を削り、同条生活環境部の項中第 4 号から第 6 号までを削り、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号を第 2 号とし、同項に第 1 号として次の 1 号を加える。

(1) 環境政策の総合的な企画及び調整に関すること。

第 2 条生活環境部の項に次の 2 号を加え、同項を同条環境部の項とする。

(5) 緑化の推進に関すること。

(6) 公園及び緑地等に関すること。

第2条建設部の項第3号を削り、同条都市整備部の項第2号を削り、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第1号の次に次の2号を加える。

(2) 市街地再開発事業に関すること。

(3) 関西文化学術研究都市に関すること。

第2条都市整備部の項に次の1号を加え、同条開発部の項を削る。

(6) 下水道に関すること。

附 則

この条例は、平成18年10月1日から施行する。